八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔昭和４６年　３月２９日
条　例　第　５　号〕

改正　昭和５０年　３月２６日条例第　１号　昭和５１年　３月２６日条例第　１号
昭和５８年　３月３０日条例第１２号　昭和５９年　３月３１日条例第　９号
昭和６０年　３月３１日条例第　１号　平成　４年　３月３１日条例第　２号
平成　９年　４月　１日条例第　２号　平成１２年　３月２７日条例第　６号
平成１７年　３月２８日条例第　５号　平成１９年　３月　６日条例第　２号
平成２０年　３月１４日条例第　２号　平成２１年　３月１９日条例第　１号
平成２６年　３月１７日条例第　２号　平成２７年　３月２３日条例第　１号
平成２８年　３月１６日条例第　６号　平成２８年　９月２６日条例第　７号
令和　２年　３月２５日条例第　１号　令和　３年１２月２７日条例第　４号
令和　７年　３月２１日条例第　１号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項及び八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和５８年条例第１１号）第２条の規定により準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成１７年八幡浜市条例第４６号）第１１条第２項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

⑴　葬祭従事手当

⑵　救急出動手当

⑶　夜間特殊勤務手当

⑷　夜間勤務手当

⑸　清掃従事手当

⑹　災害応急作業等手当

⑺　感染症防疫等従事手当

（葬祭従事手当）

第３条　葬祭従事手当は、特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）に勤務する職員のうち、葬祭に関する業務に従事したものに支給する。

２　前項に規定する手当の額は、１件３，０００円を超えない範囲にお

いて組合長が定める。

（救急出動手当）

第４条　救急出動手当は、消防職員のうち、救急業務に従事するために出動し、応急処置等を実施したものに支給する。

２　前項に規定する手当の額は、１人１回１５０円とする。

３　救急救命士の資格を有する消防職員が救急出動し、救急救命士法（平成３年法律第３６号）第４４条第１項で定める救急救命処置（以下「救急救命処置」という。）を行い搬送したときは、前項の額に１人１回１５０円を加算する。

（夜間特殊業務手当）

第５条　夜間特殊業務手当は、消防職員のうち、勤務時間が深夜に当たる者に支給する。

２　前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。

⑴　深夜勤務時間が５時間を超える場合　　１回につき６１０円

⑵　深夜勤務時間が２時間以上５時間以下の場合１回につき４１０円

⑶　深夜勤務時間が２時間未満の場合　　１回につき３３０円

（夜間勤務手当）

第６条　夜間勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。

⑴　一次救急休日・夜間診療所に勤務する職員で、その者の勤務時間のうち、午後５時以降に係る勤務時間が４時間以上であるもの

⑵　ホームに勤務する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部が深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）において行われる入所者の処遇等に従事したもの

２　前項第１号に規定する手当の額は、月額３，４００円とする。

３　第１項第２号に規定する手当の額は、１回につき４，０００円を超えない範囲内において組合長が定める。

（清掃従事手当）

第７条　清掃従事手当は、直接し尿の処理作業に従事した職員に支給する。

２　前項に規定する手当の額は、日額４５０円とする。

（災害応急作業等手当）

第８条　災害応急作業等手当は、消防職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場（次項において「重大な災害現場」という。）において行う応急作業、巡回監視及び調査等の業務に直接従事したものに支給する。

２　前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

⑴　重大な災害現場で行う作業　次に掲げる作業の区分に応じて、当該区分に定める額（人事院規則９－３０（特殊勤務手当）第１９条第３項第３号に規定する、著しく危険であると認める区域で行う場合については、その倍額とする。）

ア　災害調査活動作業　日額７１０円

イ　災害警備、遭難救助及び応急作業等　日額１，０８０円

⑵　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第２項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、次に掲げる作業に従事した場合　次に掲げる作業の区分に応じて、当該区分に定める額

ア　原子力災害対策特別措置法第１７条第９項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所内の原子炉建屋内において行う作業　日額４０，０００円

イ　アに掲げる区域における原子炉建屋外において行う作業　日額２０，０００円

ウ　ア及びイに掲げる以外の人事院が定める区域において行う作業　日額１０，０００円

３　第１項に規定する手当を支給するときは、第２条第２号に規定する手当は支給しない。

（感染症防疫等従事手当）

第９条　感染症防疫等従事手当は、公務のため感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。次項において「感染症予防等法」という。）第６条第１項に規定する感染症（同項の五類感染症を除く。）及び同条第１０項に規定する疑

似感染症（同条第１項の五類感染症の疑似感染症を除く。）が発生した場合にまん延防止措置が必要となるものをいう。この条において同じ。）の患者若しくは感染症の患者である疑いのある者若しくは感染のおそれのある物品に接触する業務に従事し、又は感染症予防救治等に係る業務に従事した職員に支給する。

２　前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。ただし、感染症予防等法第６条第１項の一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の疾病に係る手当については、その倍額とする。

⑴　消防職員の場合　日額１，０００円（救急救命処置を実施した場合にあっては、日額２，０００円）

⑵　ホームに勤務する職員の場合　日額１，０００円

⑶　消毒作業に従事した場合　従事した場所について次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額

ア　救急自動車内　日額５００円

イ　施設内　日額１，０００円

⑷　一次救急休日・夜間診療所に勤務する職員の場合　次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額

ア　感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他組合長がこれに準ずると認める業務に従事した場合　日額２，０００円

イ　アに掲げる業務以外の業務に従事した場合　日額１，５００円

⑸　前各号に掲げる場合以外に従事した場合　日額５００円

３　第１項に規定する手当を支給するとき（前項第１号の場合に限る。）は、第２条第２号に規定する手当は支給しない。

（支給方法）

第１０条　特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じ毎月分を翌月の給料支給日に支給する。ただし、特別の事情がある場合には、組合長の承認を得て別の扱いをすることができる。

２　夜間勤務手当（第６条第１項第２号の規定によるものを除く。）については、勤務日数が１５日に満たない場合には、その月の手当は支給しない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５０年条例第１号）

この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定を除く改正規定は、昭和４９年４月１日から適用する。

附　則（昭和５１年条例第１号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５８年条例第１２号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（昭和５９年条例第９号）

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６０年条例第１号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年条例第６号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２０年条例第２号）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、八西衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１１年八西衛生事務組合条例第２号）に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２１年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２６年条例第２号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２８年条例第６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年条例第７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、八幡浜地区施設事務組合規約の一部を改正する規約（平成２８年１０月２４日愛媛県指令２８市第６６２号）の施行の日から

施行する。

附　則（令和２年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例第２条第７号及び第９条の規定は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）の施行の日以後に同政令第１条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその患者である疑いのある者若しくはその感染のおそれのある物品に接触する業務に従事し、又はその予防救治等に係る業務に従事した職員について適用する。

附　則（令和３年条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。